

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人「慈愛園」 (施設名) 慈愛園乳児ホーム	種別：乳児院
代表者氏名：理事長 西浦 健輔 (管理者) 園長 潮谷 佳男	開設年月日： 1950年4月25日
設置主体：社会福祉法人慈愛園 経営主体：社会福祉法人慈愛園	定員：15名 (利用人数) (15名)
所在地：〒862-0954 熊本市中央区神水1-14-1	
連絡先電話番号： 096-383-5100	FAX番号： 096-383-5102
ホームページアドレス	http://www.jiaien-nyujihome.com/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
ショートステイ事業、もうすぐパパママ教室の開催（子育て支援）、養育家庭支援センター事業（里親）、病児・病後児保育事業	正月、ひな祭り、子どもの日、七夕まつり、運動会、遠足、クリスマス会、一泊旅行など
居室概要	居室以外の施設設備の概要
小規模グループケアホーム(1)、本館（寝室・病室）	プレイルーム、観察室、ほふく室、静養室、調理室、心理療法室、相談室、洗濯場、病児保育デイケア棟、養育家庭支援センター（里親）など

2 施設・事業所の特徴的な取組

<p>○自然豊かな環境のもと家庭的な養育を目指し、良質な支援が行われています。敷地は広大で子ども達が花や昆虫に親しむことが出来る自然が多くあり、五感を刺激するような環境になっております。また、敷地内には、同法人が経営する児童養護施設、高齢者施設もあり、他施設入所児者との交流も行われています。</p> <p>○社会・地域的ニーズ（特殊な状況にある保護者）に対応した施設の役割を認識し、一時保護受入れや里親支援等の施設機能を果たしています。第2種社会福祉事業「里親支援センターきらきら」を運営し、県下の里親支援体制の中心になって家庭養育を推進しています。「もうすぐパパママ教室」や「病児病後児保育エーネホーム」を運営し、地域の子育て支援にも力を入れています。</p> <p>○法人では、施設が有する機能の地域への開放が実践されています。法人は住民自治会へ加入し、地域の消防や警察、各種団体との連絡会の実施や避難訓練等に参加しており、災害時には、地域住民や関係機関の必要な協力が得られるように努力をしています。また、地域の祭りや学校行事などの諸行事へ積極的に参画しており地域住民に受け入れられ、頼りにされている存在になっています。</p> <p>○必要な人材確保については、全国組織のNPO法人が運営する「社会的養護で働きたい人」のサイトの利用や実習生に対する実習指導の充実や関係の大学等への訪問等を実施し、施設への就職を働きかけています。</p>
--

3 評価結果総評

◆特に評価の高い点

○施設の運営理念について、厚生労働省発出の「社会的養護の基本理念と原理」における「社会的養護の基本理念」を基盤として改定されるとともに、養育・支援についての標準的な実施方法として、平成 24 年に改正された「乳児院運営指針」等に基づく詳細な養育マニュアルを冊子化し、「2023 年度版乳児院乳児ホーム養育実践マニュアル」（14 部門）が策定され、統一された養育・支援が実施され支援の質の向上に努めています。

○「慈愛園乳児ホーム人事考課規程」に基づく客観的な基準により総合的な人事管理が実践されています。職員は、年間・次年度・3 年後の目標を設定し、各チームのリーダーである人事考課委員による 3 か月ごとの面談が実施され、最終的には慈愛園乳児ホーム人事考課委員会で考課が決定される仕組みになっています。なお、本制度は職員の業務上の目標をチームリーダーがその目標（目標管理シート）の進捗状況を 3 カ月毎に確認・助言するという側面もあり、職員の職務能力向上のためのスーパービジョン体制の構築、OJT 面接も兼ねたものとなっていることは特筆すべきことと思料されます。

○子どもの権利擁護への取組が実践されています。「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会）」を玄関や休憩室に複数掲示し、子どもの権利の保障と擁護に対して施設全体で取組む姿勢を明らかにしています。また、職員の目標管理の中で権利擁護に対する姿勢の確認が行われ、年度初めに児童の権利条約やこども基本法を中心とした「こどもの人権」や性的多様性を含めた講話が施設長にて行われるなど、職員の周知・理解を深める取組が行われています。

◆改善を求められる点

○養育マニュアルは丁寧かつ詳細に冊子として作成されていますが、内容の改訂・修正がタイムリーに反映されておらず、個々の職員へ変更内容の周知徹底が求められます。また、できるだけ保護者等へ計画作成・モニタリング時の参画や支援の同意を行い、自ら言葉を発することのできない乳幼児の権利擁護を進めるためにも保護者への積極的な心理支援の機会が期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(令7.1.8)

今回の評価にお立ち下さいまして感謝します。毎回、第三者評価では新たな発見があることに驚かされます。中長期計画に関しては法人としての中長期計画、方針が示されていないことで、事業所独自のもの、または具体性のないものになってしまっていることは歪めません。またコロナ期間の3年間により事業運営は施設にとって先の見えない状態となってしまいました。これから具体性のある計画へと舵きりしたいと思います。措置施設としては収入に関して介入が難しいことから従来の経営のような課題発見や目標設定が難しい面もあります。今後、法人主体の経営ともなれば事業所の判断一つで変更は難しい時代となりますが、なるだけ職員の意見が通る事業所となるよう努力します。

第三者評価結果公表基準（乳児院）

種別	乳児院
----	-----

①第三者評価機関名

一般社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業

②評価調査者研修修了番号

SK2021280(08-021)

B2023056(10-005)

B2023055(19-010)

(23-021)

③施設名等

名称	慈愛園乳児ホーム
施設長氏名	潮谷佳男
定員	15名
所在地(都道府県)	熊本県
所在地(市町村以下)	熊本市中央区神水1丁目14番1号
T E L	096-383-5100
U R L	https://jiaien-nyujihome.com/
【施設の概要】	
開設年月日	1950/4/25
経営法人・設置主体(法人名等)	社会福祉法人 慈愛園
職員数 常勤職員	22名
職員数 非常勤職員	7名
有資格職員の名称(ア)	保育士
上記有資格職員の数	8名
有資格職員の名称(イ)	看護師
上記有資格職員の数	7名
有資格職員の名称(ウ)	栄養士
上記有資格職員の数	2名
有資格職員の名称(エ)	調理師
上記有資格職員の数	1名
有資格職員の名称(オ)	公認心理師
上記有資格職員の数	1名
有資格職員の名称(カ)	社会福祉士
上記有資格職員の数	2名
施設設備の概要(ア) 居室数	本館(寝室・病室)
施設設備の概要(イ) 設備等	小規模ホーム
施設設備の概要(ウ)	
施設設備の概要(エ)	

④理念・基本方針

<p>【理念】</p> <p>①人権の尊重 利用者の人権を尊重し、個人の尊厳に配慮した安全・安心な福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>②地域福祉の推進 施設の機能を地域に還元できる組織を目指します。</p> <p>③サービスの質の向上 利用者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するため、職員の質を高め、同時に職員処遇全般の向上に努めます。</p> <p>④ガバナンスの徹底 事業の透明性を確保し、法令、事業所のルールやモラルを遵守、説明責任を果たします。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命に対し謙虚になる。 ・存在として与えられている命に対し感謝し、その命の前で仕事を行っている自覚を持つ。 ・子どもたちの権利擁護者となる。 ・ワーカーとして利用者の真の代弁者(アドボケイター)となることに努める。 ・専門者として、常に客観的であれ。 ・私欲や都合ではなく、常に自分を俯瞰(ふかん)し、正しい判断が出来るように努める。

⑤施設の特徴的な取組

○自然豊かな環境のもと家庭的な養育を目指し、良質な支援が行われています。敷地は広大で子ども達が花や昆虫に親しむことが出来る自然が多くあり、五感を刺激するような環境になっております。また、敷地内には、同法人が経営する児童養護施設、高齢者施設もあり、他施設入所児者との交流も行われています。

○社会・地域的ニーズ（特殊な状況にある保護者）に対応した施設の役割を認識し、一時保護受入れや里親支援等の施設機能を果たしています。第2種社会福祉事業「里親支援センターきらきら」を運営し、県下の里親支援体制の中心になって家庭養育を推進しています。「もうすぐパパママ教室」や「病児病後児保育エーネホーム」を運営し、地域の子育て支援にも力を入れています。

○法人では、施設が有する機能の地域への開放が実践されています。法人は住民自治会へ加入し、地域の消防や警察、各種団体との連絡会の実施や避難訓練等に参加しており、災害時には、地域住民や関係機関の必要な協力が得られるように努力をしています。また、地域の祭りや学校行事などの諸行事へ積極的に参画しており地域住民に受入れられ、頼りにされている存在になっています。

○必要な人材確保については、全国組織のNPO法人が運営する「社会的養護で働きたい人」のサイトの利用や実習生に対する実習指導の充実や関係の大学等への訪問等を実施し、施設への就職を働きかけています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/7/25	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/12/26	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）	

⑦総評

<特に評価の高い点>

○施設の運営理念について、厚生労働省発出の「社会的養護の基本理念と原理」における「社会的養護の基本理念」を基盤として改定されるとともに、養育・支援についての標準的な実施方法として、平成24年に改正された「乳児院運営指針」等に基づく詳細な養育マニュアルを冊子化し、「2023年度版乳児院乳児ホーム養育実践マニュアル」（14部門）が策定され、統一された養育・支援が実施され支援の質の向上に努めています。

○「慈愛園乳児ホーム人事考課規程」に基づく客観的な基準により総合的な人事管理が実践されています。職員は、年間・次年度・3年後の目標を設定し、各チームのリーダーである人事考課委員による3か月ごとの面談が実施され、最終的には慈愛園乳児ホーム人事考課委員会で考課が決定される仕組みになっています。なお、本制度は職員の業務上の目標をチームリーダーがその目標（目標管理シート）の進捗状況を3カ月毎に確認・助言するという側面もあり、職員の職務能力向上のためのスーパービジョン体制の構築、OJT面接も兼ねたものとなっていることは特筆すべきことと思料されます。

○子どもの権利擁護への取組が実践されています。「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会）」を玄関や休憩室に複数掲示し、子どもの権利の保障と擁護に対して施設全体で取り組む姿勢を明らかにしています。また、職員の目標管理の中で権利擁護に対する姿勢の確認が行われ、年度初めに児童の権利条約や子ども基本法を中心とした「こどもの人権」や性的多様性を含めた講話が施設長にて行われるなど、職員の周知・理解を深める取組が行われています。

<改善が求められる点>

○養育マニュアルは丁寧かつ詳細に冊子として作成されていますが、内容の改訂・修正がタイムリーに反映されておらず、個々の職員へ変更内容の周知徹底が求められます。また、できるだけ保護者等へ計画作成・モニタリング時の参画や支援の同意を行い、自ら言葉を発することのできない乳幼児の権利擁護を進めるためにも保護者への積極的な心理支援の機会が期待されます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の評価にお立ち下さいまして感謝します。毎回、第三者評価では新たな発見があることに驚かされます。中・長期計画に関しては法人としての中・長期計画、方針が示されていないことで、事業所独自のもの、または具体性のないものになってしまっていることは歪めません。またコロナ期間の3年間により事業運営は施設にとって先の見えない状態となってしまいました。これから具体性のある計画へと舵きりしたいと思っております。措置施設としては収入に関して介入が難しいことから従来の経営のような課題発見や目標設定が難しい面もあります。今後、法人主体の経営ともなれば事業所の判断一つで変更は難しい時代となりますが、なるだけ職員の意見が通る事業所となるよう努力します。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（乳児院）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b

【判断した理由・特記事項等】

○施設の理念、運営方針については、休憩室への掲示や「慈愛園乳児ホームマニュアル」、事業計画書にも明記されていますが課題も認められます。基本方針については、ホームの「養育基本目標（求められる職員像）」と重なるため、毎月の職員会議に於いて職員への周知が十分に実施されていることは理解できますが、理念についての周知がやや不十分と思われる。運営理念は職員の行動規範となるものであることから、職員への周知の実施方法等の再検討が望まれます。なお、ホームページや広報誌、「慈愛園乳児ホームのご案内」等にも運営理念の明記が望まれます。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○園長は、全国乳児福祉協議会・全国及び県社会福祉法人経営者協議会の会議や研修へ積極的に参加し、社会福祉事業全体の動向等の把握をするとともに、市の社会福祉審議会委員や県の社会的養護進捗会議の委員、さらに校区社会福祉協議会等の役員にも就任し地域の情報についての把握に努めています。今後は更に県や市町村の「子ども・子育て支援計画」「障害児福祉計画」「市町村地域福祉計画」などの策定動向や内容を把握し分析され、潜在的な要保護児童の把握や施設入所を必要とする子どもの推計等により施設経営に関する中・長期計画等に反映させることも望まれます。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○園長は、当面の事業経営上の課題として①人員確保②人員定着③職員教育④法人全体での協調性⑤行政との協調性の5点を掲げ種々の取組が行われています。施設の経営状況などの職員への周知については、法人の関連会議の後の職員会議で説明がされています。また、慈愛園中期・長期（5か年）計画（令和6年～令和10年）の中でも施設の課題である施設整備計画、組織計画、人材確保・育成計画などの検討がなされていますが、中・長期の収支計画が無いなどの具体性に欠ける内容となっていますので再度の検討が望まれます。なお、今後は毎年、その進捗状況を分析・評価するなどしたものを文書化され改善に取組まれることを期待します。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○事業計画の中には、収益の維持のための経営（財務基盤管理、利用者確保など）に関する方針や重要な施設整備や機器導入等に関する方針などの具体的目標も一部設定されていますが課題も見られます。中・長期計画とともに、その財政面の裏付けとなる収支計画を策定し、中・長期計画で定めた方針に、時期や見込金額等の数値目標を設定されることが望まれます。当面の課題である乳児ホームの建替計画については、昨年、「新築検討委員会」を発足させるとともに、ユニットを実施している施設の見学研修などの取組も実施されています。今後は養育単位の小規模化の中での職員体制、人材育成等の目標や方向性についても明確にしていくことが望まれます。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○慈愛園乳児ホーム中・長期計画（令6～令10）に基づき、単年度事業計画が策定されていますが、その整合性に課題が認められます。単年度事業計画は、中・長期計画で定めた当該年度の達成すべき実施計画や数値目標等を反映させ、内容も具体的なものでなければなりません。整合性に課題が伺われます。今後は、年度末に予算に関する委員会や就業改善委員会などの各委員会で事業計画や収支について評価・検討したものを職員会議へ提案し策定されることが望まれます。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○事業計画は毎年12月に職員より「次年度に取り組みたい具体的なこと」のアンケートをとり、それを園長が意見集約し、職員会議に提案し協議を行い策定しています。具体的には、3カ月に1回開催される「勤務表会議」（中級職員以上の会議）に提案し事業計画が策定されています。今後は、中・長期事業計画の策定や見直しや評価について、施設の立替などの一部は職員の参画が行われていますが、それ以外の多くの事項についても職員が参画するシステムの構築が望まれます。		
②	7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○保護者等については、年度初めに発行する機関誌「わらふ」に事業計画を簡潔にまとめたものを配布し周知を図っています。本施設では特殊な状況におかれた保護者等が多く、施設に一堂に介することは困難であるため、行事等の案内についても個々に丁寧な説明をしています。文章での理解が難しい保護者等には面会時にパワーポイントを使い視覚的に理解して貰うような工夫もしています。ただ、本施設では上述のとおり、特殊な状況の保護者が多く存在している事情は理解できますが、訴えが出来ない子どもの権利擁護のためにも、児童相談所などの関係機関との連携による保護者への周知への工夫が望まれます。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○養育・支援については、アセスメントによる日案・月案に基づき実施し、日常的に支援の振り返りを実施し、次の計画を策定することになっており、PDCAサイクルに基づく取組が組織的に行われています。養育・支援に関する自己評価については、職員会議で自己評価項目についての解説が行われ、職員全員の内容の理解を深めたうえで自己評価を実施しています。また、個人の資質向上のために目標管理システムを取り入れ、一人ひとりの職員がメンターの支援を受けて成長できる組織的な体制が取られています。なお、第三者評価は3年ごとに受審され、自己評価は毎年実施されています。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○第三者評価や職員自己評価で明らかになった課題については、その課題に対する改善策の検討を行っています。明らかになった課題について、職員を4チームに分け、各々でまとめた改善策を職員会議へ提案し、改善策をまとめることにより、職員全員への情報共有を図っています。それは、支援マニュアルの改正等に反映されています。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○園長は、「乳児院運営指針」における養育の内容と運営に関する指針を施設の実践に反映させる目的で、「慈愛園乳児ホーム養育実践マニュアル」を策定し、人権を尊重した支援が行われています。また、上記マニュアルには「施設長の責任とリーダーシップ」についても明文化され、「職員の模範となるよう自己研鑽に励むこと」「法令順守及びその周知」「養育・支援の質の向上」などが掲げられています。また、自らの役割と責任について、職員会議や研修会等で明らかにし周知をしています。なお、園長不在時の権限委任等については、統括責任者ということですが明文化されることが望まれます。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○社会福祉法人慈愛園コンプライアンス規程が整備され、その中でコンプライアンスに関する園長の責務も規定され法令順守に努めています。職員に関しても「職員等は法令等を誠実に遵守し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない」「職員等は法人が行うコンプライアンスに関する研修を受けなければならない」とされており、法人主催の「コンプライアンス研修」に全職員が参加しています。また、園長は、「全国乳児院協議会施設長研修会」「社会的養護施設長研修会」をはじめ、「社会福祉法人経営者協議会」や県や市が実施する会議や研修会に参加し、必要な情報を収集し、職員に対しては、各部会や職員会議で説明し順法精神の醸成に努めています。なお、「養育実践マニュアル」には、権利擁護・職員倫理綱領・職員行動規範などが記載されており、職員の順法精神の更なる向上に繋がっています。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○養育・支援の状況については、毎朝の報告会や日報・ケース記録等の確認を行っています。また、各職員の養育・支援の質の向上に向けて、保育士を中心とした「保育士部会」と看護師、栄養士・調理師、心理士等からなる「専門部会」を作り、主に保育士より出された日常の養育・支援の疑問について提案がされると、その都度、それに関しての各々の専門職を交えてのケーススタディが頻繁に実施されています。また、「専門部会」のメンバーによる活発な内部研修も実施されています。なお、本年度から「不適切養育防止委員会」や定期的なマニュアルの見直しのための「マニュアル検討委員会」等を立ち上げ、養育・支援の質の向上に積極的に取り組む姿勢が伺われます。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○園長は、施設の収支状況について、毎月の法人会議で説明するとともに、その後の職員会議で職員への説明をしています。また、国や県・市の情報収集に努め、必要な専門職員の増員による人員配置の検討、施設の「保育士会」等の各部会の意見の聴取やメンター制の導入などにより、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいます。しかしながら、昨年も数名の職員が退職しており、職員の定着率に課題が伺えます。職員が安心して長く働き続けられるような環境整備のために該当委員会等で検討をされ施設内での意識改革への取組が求められます。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○全体的な人材確保及び育成についての基本的な考えや人材育成方針等の策定が求められます。必要な人材確保については、全国組織のNPO法人が運営する「社会的養護で働きたい人」のサイトの利用や実習生に対する実習指導の充実や関係の大学等への訪問を実施し、施設への就職を働きかけています。また、人材育成にはメンター制度を採用し新人職員の育成を図っています。ただ、「慈愛園乳児ホーム中期計画」（5ヵ年）には、人材育成計画という項目はありますが、やや具体性に欠ける内容になっており、養育実践マニュアルの中にある「施設運営」なども反映した福祉人材の確保に関する方針の整備が望まれます。</p>		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○「慈愛園乳児ホーム人事考課規程」に基づく客観的な基準により総合的な人事管理が実践されています。職員は、年間・次年度・3年後の目標を設定し、各チームのリーダーである人事考課委員による3か月ごとの面談が実施され、最終的には慈愛園乳児ホーム人事考課委員会で考課が決定される仕組みになっています。なお、本制度は職員の業務上の目標をチームリーダーがその目標（目標管理シート）の進捗状況を3か月毎に確認・助言するという側面もあり、職員の職務能力向上のためにスーパービジョン体制の構築、OJT面接も兼ねたものとなっていることは特筆すべきことと思料されます。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○職員の就業状況等の把握については、職員個々が提出した「コミットメントシート」により、チームリーダーよる定期的（年4回）な考課面接が行われ、職員からの意見に対しては速やかな対応・改善が行われ働きやすい職場づくりに取り組んでいます。各部会を中心に職場改善の取組も実践されており、職員の年次有給休暇の取得の促進や職員の悩み相談窓口（外部相談窓口も有り）を設置し、メンタルヘルスへの取組も実施されています。また、ソウェルクラブへの加入等、職員への福利厚生の実施にも努めています。ただ、職員の自己評価アンケートでは、本項目についての理解が不十分と思われる結果となっていますので、職員への相談窓口等の周知や職員との協議が望まれます。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○初任者については、法人でも初任者研修が実施され、施設ではメンター制度を採用し職員の育成が行われています。また、全職員に対しては、職員を4つのグループに分け、各グループにリーダーを置き、法人理念や法人職員の基本方針（期待する職員像）を考慮し、職員個々が掲げた当該年度の業務に対する自己目標について、年3回（4ヵ月毎）各リーダーが面接をするスーパービジョンを実施し、職員一人ひとりの目標管理をする仕組みが構築されています。面接は職員の要望・提言を聞く場でもあり、上司からの助言や指導も行われ、人事考課後は職員へのフィードバックも行われています。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○年度末に研修に関する職員アンケートを実施し、それに基づき個々の職員の希望を考慮し研修委員会で当該年度の研修計画が策定されています。施設のニーズと職員個々の希望も考慮し、全国レベルの研修にも参加させ多額の費用を負担しています。参加した研修については、職員会議等での全職員への復命をするとともに、職員個々の「研修履歴一覧」も策定されており、職員の資質の把握も可能で適材適所での配置にも活用できるようになっています。ただ、「慈愛園乳児ホーム養育実践マニュアル」には養育基本目標（求められる職員像）は明示されていますので、それを実現するための職員の教育・研修について「慈愛園乳児ホーム中期計画」や事業計画書に更に明確な記載が望まれます。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○研修委員会で年間・月別の研修計画表が作られ、職員一人ひとりについての教育・研修の機会は確保されています。初任者については、各リーダーがメンターとなり、個別的なOJTが行われ、階層別研修や職種別研修については、県社会福祉協議会が実施する研修会にも参加させています。また、各職員が希望する外部研修にも参加させ研修・教育の機会が確保されています。職員へのスーパービジョンについては、統括責任者の下にグループリーダー（スーパーバイザー）を配置しスーパービジョンが実施されています。なお、研修参加が公平に行われるよう「職員別研修履歴」も整備されています。</p>		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○大学等からの実習生等の受け入れ体制を整備し多くの実習生を受け入れています。実習生の受入れについては、受け入れマニュアルが整備され、具体的な手順や窓口担当者も明確にされています。主に保育士の養成大学や専門学校等から学生の受け入れが実施されています。また、社会福祉士及び介護福祉士の実習指導者の養成も行われ、実習カリキュラムやプログラムが用意されており、幅広い実習生を受け入れる体制が整備されています。実習期間中の学校側との連携も良好に行われています。ただ、職員の自己評価アンケートでは、本項目に対する職員の理解が十分でない結果が出ていますので、職員研修会等の機会に再度周知されることを望みます。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○法人や施設の概要、定款、広報紙、決算報告等については、法人のホームページや事務室で閲覧できます。また、広報誌「わらふ」でも、事業計画の概要が公表されています。園長は、町内会及び校区社会福祉協議会の書記をしており、法人で定期的に開催される校区社会福祉協議会との共催による「校区住民会議」（メンバー：各校区区長・民生児童委員・小中学校・警察・地域包括支援センターなど）で施設の広報誌等を配布するなどして情報提供をし、施設に対する理解を深める活動をしています。</p>		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組みが行われています。施設における事務・経理、ルール等は経理規定が整備されているとともに、職務分担表に権限や責任が明確にされています。また、財務状況・施設経営や労務管理について、法人が契約をする公認会計士による外部監査が、法人の経理担当による内部監査も毎年実施されています。さらに、法人が契約する弁護士、公認会計士、社会保険労務士からの指導・助言を受ける体制も整備されています。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○施設では「地域福祉の推進」が理念の一つとして掲げられ、地域との交流や連携への取組が行われています。また、「慈愛園乳児ホーム養育実践マニュアル-養育のあり方の基本」の中で、地域支援・地域連携について「地域社会に対して、子育て支援など乳児院の機能を活用して貰い、地域社会にあり他機関との連携に取り組む」という基本的な考え方を明記しています。法人内事業所の合同運動会や「独居老人ひな祭り」、「子供ホームのクリスマス会」等、法人内の様々な行事に地域住民、自治会、民生児童委員、老人会、小中学校や幼稚園の先生、ボランティア、里親などを招待し交流を図っています。乳児ホームでは子どものニーズに応じ、地域に商店街への買い物に出かけたり、市電への乗車などの地域に出かける機会を作っています。また、職員は地域の祭りや学校や校区の行事へ積極的に参加するとともに、要請があればボランティアと共に支援を行い地域との連携に努めています。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○「ボランティア受入マニュアル」が整備され受入れが行われています。「ボランティア受入マニュアル」では受け入れの担当者2名が決められ、受け入れにあたっては、園の理念や養育基本方針や守秘義務等の説明を行った上でボランティアを受入れています。ボランティアは高校生から社会人まで幅広い世代の参加があり、乳幼児のケア（抱っこ等）や衣類等の補正・整理、清掃や除草などの多彩なボランティアの受け入れが行われています。そのようなボランティアに対しての各事業所合同で「ボランティア感謝の集い」も教会・学校と共催で行なわれています。</p>		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる関係機関・団体との連携は重要との認識で慈愛園乳児ホームマニュアルでも「関係機関連携・地域支援」という項目が設けられており密に連携が行われています。また、関係団体の機能や連絡方法を明らかにした関係機関のリストも整備されています。園長は自治会などの関係機関の役員も務めています。要保護児童対策地域協議会へも家庭支援専門員、里親支援専門相談員が参加し、地域の子どもの情報の共有化及び関係機関の連携が図られています。児童相談所とは子どもや家族の情報を相互に提供し情報の共有化に努めています。</p>		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○施設が有する機能を、地域への開放・提供する取組が積極的に行なわれています。地域との関りを深めるために、乳児ホームでは施設の専門性を活かした「もうすぐパパ・ママ教室」「子育て相談会」、ショートステイやトワイライトステイを実施し、地域の子育て支援を行っています。さらに、社会福祉法人「慈愛園」は災害時の福祉避難所に指定されており、熊本地震の際には、法人内の体育館等の開放や地域の避難所の炊き出しなどの支援も地震発生直後より行い、地域住民より感謝されています。また、校区社会福祉協議会が主催する「ほっとネット砂取」（自治会役員、民生児童委員、社会福祉施設、小中学校等が参加）にも参加し、社会資源の把握や関係機関や団体との連携に努めています。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これに基づく公益的な事業・活動が積極的に行われています。地域福祉ニーズに基づき、ショートステイ、トワイライトステイ、病児・病後児保育、里親支援などの公益的な事業を実施しています。なお、法人で実施している校区独居老人昼食会、「シルバーおせち」の宅配、シルバー独身会ひな祭り会等へも参加し、長年に亘り地域住民への公的なサービスも提供しています。また、上述した地域の子育てネットワーク「ほっとネット砂取」の活動にも協力しており、地域のニーズ把握や施設の機能を地域に還元する活動が実践されています。熊本DWAT（災害派遣災害福祉チーム）にも加入し、被災地支援にも取り組んでいます。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○子ども（利用者）を尊重したサービスの実施については、法人の理念や基本方針に明記されており、2023年度慈愛園乳児ホームマニュアルの「養育の内容と運営の基本理念および基本原則等について」の中で、「乳児院倫理綱領」や「より適切なかわりをするためのチェックポイント」及び「養育基本目標（求められる職員像）などの職員の行動規範も策定されています。「より適切なかわりをするためのチェックポイント」の中では、「一人ひとりに愛情をそそぎ養育」「体罰等・差別的な行為禁止」「虐待防止」等が明示されており、職員は定期的に確認をし、子どもを尊重した養育支援に努めています。また、子どもの人権やアドボカシーに関する研修会も園長や外部講師により定期的に実施され、利用者尊重のサービス提供についての共通理解の取組が行われています。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○プライバシー保護については、施設の理念に「人権の尊重」を掲げ、基本方針に「こどもたちの権利擁護者となる」とし、マニュアル「養育の内容と運営の基本理念および基本原則について」の中の権利擁護の項で、「子どものプライバシーに関する規程やマニュアルの整備」「通信や面会に関するプライバシー保護や生活場面等のプライバシー保護についての規程やマニュアルの整備」が掲げられています。具体的には、施設の広報誌や通信やホームページへの写真掲載も保護者等の同意の上掲載され、プライバシー保護に配慮したサービスの提供が行われています。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○パンフレット「慈愛園乳児ホームご案内」や小冊子、ホームページなどで施設の情報発信が行われています。パンフレットはその活動状況等を多くの写真や絵で紹介し、小冊子では、施設の内容や「面会のしおり」「苦情解決のしおり」等、利用希望者に分かり易いよう配慮されています。短期利用希望者へは施設見学にも応じており、ホームページからも情報が提供されています。入所予定の保護者への説明はパワーポイントを使い、保護者が支援の内容をしっかりと理解し、安心して施設を利用できるよう配慮を行っています。		
②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○パンフレット「慈愛園乳児ホームご案内」や小冊子、パワーポイントを用い施設が行う養育支援の状況をわかりやすく説明し、面会等の各項目についての同意を得て利用開始に至っています。意思決定が困難な保護者の場合には、児童相談所に立ち合いを求め一緒に説明をしています。ただ、入所児童の保護者不明の場合が多く、親との面談の機会が少ないことから、職員の自己評価アンケートの結果では、本項目について、理解が十分でない職員が多数存在しますので再度の周知を望みます。なお、本施設では上述のとおり、特殊な状況の保護者が多く存在している事情は理解できますが、訴えが出来ない子どもの権利擁護のためにも保護者との協働は必要であるため、児童相談所などの関係機関との連携により保護者との連携に対する工夫が望まれます。		

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応に取り組んでいます。里親委託などの措置変更や家庭復帰にあたっては、「家庭支援マニュアル」「里親支援マニュアル」「ライフストーリーブック作製マニュアル」で対応の過程が明文化され、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員、担当職員の担うべき業務やリビングケアの具体的業務などが定められ実践されています。また、引き継ぎ書が作成され申し送り会議も適切に行われており、措置変更や施設退所した後の窓口担当が決められ、退所後の相談も受けることが可能である旨を保護者に口頭で伝えています。さらに退所先の市町村保健師や民生児童委員などの関係機関とも連携を図り、福祉サービスの継続性に配慮した引継ぎが実践されています。</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○子どもの満足を把握する取組みとして「インリアルアプローチ」を用いて子どもの気持ちを推察し満足の向上に努めています。さらに、通常の支援の中での子どもの反応や行動などで職員が疑問に感じたことについて、その場で「ケーススタディ」を開催するなどして子どもの満足向上についての検討を実践しています。ただ、保護者については、措置児童の大部分が保護者不明という状況があり、その対応は困難な状況が伺えますが、児童相談所等の関係機関とも協議され、定期的な満足度調査を実施されるなどの工夫が望まれます。また、入所児の保護者不明が多く、親との面談の機会が少ないことから、職員アンケートの結果では、本項目についての理解が十分でない職員が多数存在します。再度の周知を望みます。</p>		
(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○苦情解決については、管理規程に苦情の窓口設置等が規定されており、それに基づき慈愛園乳児ホーム「苦情解決のしおり」が策定されています。しおりは保護者等には入所の際に「慈愛園乳児ホームのご案内」というパンフレットとともに配布され説明が行われています。しおりの中には苦情解決責任者等の氏名と連絡先が記載されています。また、事業所掲示板に苦情受付担当者や苦情受付責任者を表示し、事業所の出入りに苦情受付表と苦情受付箱が設置されており苦情解決の体制が整備されています。年に1回、サービス向上委員会が開催され第三者委員へ報告され意見を聴取することになっています。更に苦情については、事業報告書に記載され、理事会及び評議員会にも報告されています。施設での苦情についての検討会が年1回開催ということはやや不十分ではないかと思料されます。2023年度の苦情受付件数は0でした。</p>		
②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○保護者等には入所の際に、面会や意見箱の設置及び苦情解決のしおり等が記載された「慈愛園乳児ホームのご案内」という冊子が配布され、相談や意見などを行う際の方法の説明が行われています。しおりの中には「苦情解決のしおり」苦情解決責任者等の氏名と連絡先が記載されています。また、施設の玄関脇に相談室が設置され、個別の相談がしやすい環境が整えられています。さらに、事業所の入口付近に苦情受付表と意見箱、第三者委員の名簿も掲示され、保護者等が相談をしやすい環境が整備されています。</p>		
③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○保護者等からの相談や意見に対しては、主に家庭支援専門相談員が対応し、不在時には当日の勤務者が対応しており組織的かつ迅速に取り組んでいます。課題も伺われます。「慈愛園乳児ホームのご案内」という冊子の中に、「意見箱の設置」「苦情解決システム」等、「家庭支援マニュアル」の中には「障害を持つ家族との対応」などが記載されており、実際の保護者等からの意見の聴取の際の姿勢などが確認されています。ただ、入所児の保護者不明が多く、親との面談の機会が少ないことから、保護者等へのアンケートなどを実施し意見の把握は難しい状況にはありますが、養育・支援の質の更なる向上のため保護者等の意見把握への取組みのための検討が望まれます。</p>		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○安全管理・事故防止マニュアルを整備し、その中で乳幼児の事故防止、事故発生時の対応手順から事故防止、責任までを明記し安全への喚起を促す内容になっており、被措置児童等虐待防止の基本的視点や発生時のフローも定められています。インシデント・アクシデントは、危険レベルを0～4までの5区分と規定してあり、事故報告書は詳細に記録されています。また、見守りカメラも複数設置されており、事故状況がビデオで確認出来るようになっています。事故報告については、その都度、職員会議で各部門より必要な情報を収集し原因を分析し対策を講じています。しかしながら、最終的なリスクマネジメントの体系や最終責任者（リスクマネージャーなど）などの明文化や見守りカメラのデータ管理について個人情報管理の観点から取扱い要項など（誰が管理し、いつ消去等）の整備も望まれます。</p>		

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○保健衛生管理マニュアルを整備し、「衛生管理の意義」「子どもがかかりやすい感染症」「食中毒予防対策・食中毒発生時の対応」についての詳細な内容を定めており、感染症予防に関する研修会を看護師がリーダーとなって年1回開催されています。また、環境保全マニュアルでは、室内の清掃と安全点検も定められ、その中ではトイレや子どもの居室等の清掃手順が詳細に定められており、これも感染症防止につながっていると思われます。さらに、事業所内には感染対策に係る手指消毒や手洗い方法が利用者にわかりやすく掲示されています。感染症に関する保健衛生管理マニュアルについては、定期的な評価や見直しも行われています。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○防災・防犯マニュアルを整備し危機管理委員会が設置されています。危機管理委員会では危機管理委員が任命され、災害時の各委員の役割が決められ状況把握をするようになっています。避難訓練は防災計画に基づき毎月1回実施され、その際の実施状況や改善点等を記録し、職員会議で協議しています。食料や備品等の備蓄については、備蓄リストも整備されており、定期的に災害食の試食を行う等、栄養士を中心としたローリングストックの取組が行われています。また、災害時には九州乳児院協会より支援物資が届けられるような協定も締結されています。さらに施設は住民自治会に加入し、地域の消防署、警察、消防団等との連絡会の実施や地域の避難訓練等にも参加しており、災害時には地域住民や関係機関の協力が得られるよう努力をしています。</p>		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○食事や排せつ、入浴など個々の養育・支援において、冊子「養育マニュアル」の中で網羅的・総合的に作成され、その手順や留意点などが丁寧かつ非常に詳細に示されています。また、実施にあたっては安全やプライバシーの保護に配慮するとともに、子どもの自主性を重視する視点に立って作成されています。</p> <p>○冊子は休憩室等に常置され、いつでも閲覧し確認できるようになっており、入職時の研修や新人職員の指導・教育にも活用され、職員への周知に向けた取組が行われています。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○養育・支援における個々の実施方法については、直接支援の現場等からの意見を集約し、部会会議を通して見直し・検証を行うなど必要に応じて随時、改定されています。しかしながら、製本された冊子自体の改訂は3年に1度となっており、その内容がすぐには冊子に反映されないため、見直しの期日や具体的内容について職員への適時の周知が十分とはいえません。今後は冊子の部分的差し替えや見直し後の支援方法の別刷等を冊子とともに常置するなど、変更内容のパート職員を含めた職員全体への周知徹底を図る工夫が求められます。また、保護者等からの意見の反映が十分とは言えないため、自立支援計画の提示の際や面会時に実施方法を共有する機会を設け、保護者等の意見を聴取する仕組み作りが期待されます。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○中長期計画（自立支援計画）は家庭支援専門相談員を責任者とし、発達、心理、食事、排泄などの評価項目に沿って、独自のシートに基づきケースマザーや看護、心理など職種毎にアセスメントを行い、個別にニーズを把握し、月案とともに全職種で総合的に策定されています。</p> <p>○保護者等のニーズは「保護者等アセスメントシート」に沿って把握し、計画の家庭支援欄に反映されていますが、計画の保護者等への説明と合意が十分ではありません。保護者不在等、合意を得ることが困難なケースを除いて、養育における施設と保護者等との協働の見地から、できる限り保護者等への計画の提示によるわかりやすい説明に努めることが望まれます。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○中長期計画（自立支援計画）は基本的に3か月に1回見直しが行われますが、計画に基づいて月毎に評価し月案が作成されており、緊急時の変更も随時行われています。再アセスメント時には4つの項目（子ども自身、養育環境、保護者自身、養育スキル）をさらに20項目に細分化し、それぞれに5段階で評価したバランスグラフを活用するなどして課題の再評価が行われています。</p> <p>○今後は可能な限り、保護者等へ再評価・見直しの内容について提示し、意向確認と同意を得る仕組みづくりをさらに整備することによって、養育にあたり、より家庭との協働の認識を保護者等へ促す機会となることが期待されます。</p>		

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○記録にあたっては、中長期計画（自立支援計画）及び月案に基づき、子どもの様子や状況がストレング스에視点を置いて客観的に記載されており、愛着形成や基本的信頼の獲得や家庭支援に留意したものとなっています。 ○個々の記録の書き方や内容の差異を最小化するために、記録の意義や重要性、適切な記録の仕方について、マニュアルの中で明示され、支援現場においても個別的に指導されています。また、養育サマリーはパソコンの電子システムを利用し、職員間で共有する仕組みが整備されています。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【判断した理由・特記事項等】 ○「個人情報に関する基本方針」の中で個人情報保護及び情報開示について規定されており、子どもの記録の管理に関しては、医務室ロッカーに施錠し管理され、永久保存されています。また、広報誌やホームページ等の子どもの写真の掲載については保護者に同意を得るなど情報の保護管理に努めています。さらに、電子データの取り扱いに関してもパスワードに基づくセキュリティシステムにより情報の漏洩や流出を防止しています。 ○今後は個人情報保護に関する研修等で、より職員の遵守意識を高めるとともに、記録の保管・取り扱い方法や責任者の明示、開示請求時のルールや対応の流れなどを記した具体的な規定の作成が望まれます。また、個人情報の取り扱いに関しても、口頭による説明とともに、利用目的を明記した書面による保護者等からの同意が望まれます。		

内容評価基準（22項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会）」を玄関や休憩室に複数掲示し、子どもの権利の保障と擁護に対して施設全体で取組む姿勢を明らかにしています。また、職員の目標管理の中で権利擁護に対する姿勢の確認が行われ、年度初めに児童の権利条約やこども基本法を中心とした「こどもの人権」や性的多様性を含めた講話が施設長にて行われるなど、職員の周知・理解を深める取組が行われています。 ○全国乳児福祉協議会作成の「より適切なかわりをするためのチェックポイント」を活用して、毎月セルフチェックが実施されています。		
(2) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○被措置児童等虐待の防止に向け、被措置児童虐待及び不適切なかかわりの相談・通告・届出に関しては外部からの通告を含め、マニュアルにその対応を明記し、入職時は新人職員と先輩職員でペアを組み、2日間かけてマニュアルの周知徹底に努めています。 ○今年度より不適切防止委員会を設置し、心理士を中心として年2回委員会を開催し、事例検討等を通して学びを深める取り組みを始めています。今後は不適切なかかわりの防止と早期発見にむけ、現在運用している事故報告書とあわせて事故に至る前のヒヤリハットレポート等の活用で日常の養育・支援で生じた小さな出来事を検証し、適切な支援の蓄積に向けた委員会の有機的な機能に期待します。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A3 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	a
【判断した理由・特記事項等】 ○特定の大人との愛着関係を重視し、ケースマザー（担当養育）制をとっており、入所から退所まで一貫した養育を行うとともに、個別対応職員を配し、より個別的なニーズに対応した関わりを重視しています。排泄、食事、入浴等養育・支援のすべての場面で目と目を合わせ、優しく語りかけることを重視しています。 ○小規模ホーム「ももホーム」では、養育単位の小規模化による養育担当者との個別的な愛着関係をさらに築きやすい取組が行われています。小規模ホームにおける養育者との1対1での遊びや入浴等の生活体験により、子どもにとって穏やかで継続性、応答性の高い環境が提供されています。		

②	A4 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○施設内のプレイルームは見通しの良い開放的な空間で、2つの「サンクンピット（穴ぼこを意味する円形型の構造物）」とともに、子どもが発達に応じて思い思いに遊ぶことができるように配慮されており、衣類等が取り出しやすい個別の戸棚があり、自分のものを意識できるような設備になっています。</p> <p>○自然の中での外遊びや電車での外出、買い物や日帰り旅行などの多くの経験を通して、子どもの好奇心を刺激するような機会が提供されています。小規模ホーム「ももホーム」（以下、ももホーム）では、ひとり一人の生活リズムに沿って、より家庭的な生活体験ができるよう配慮されており、ホームの前の小さな畑ではミニトマトなどの野菜の栽培がおこなわれ、収穫体験ができます。また、養育の振り返りシステムとしてチームリーダーによる年3回のスーパービジョンが行われています。</p>		
(2) 食生活		
①	A5 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○自律授乳を基本とし、常に目と目を合わせ優しく語りかけながら、「快」の状況が保たれるよう、月齢や体重、哺乳などの個別性を重視し柔軟な授乳に努めています。また、哺乳瓶等の殺菌や乾燥保管など、衛生・安全管理が徹底されています。</p> <p>○夜間は安全対策をとりながら授乳を行っていますが、マンパワーの関係で一人飲みを余儀なくされている状況があります。夜間人員の確保は容易ではないと思われませんが、授乳中に養育者とのふれあいの中で安心した状態を保てるよう、法人内の職員協力体制を構築するなどの工夫が求められます。</p>		
②	A6 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○離乳食の開始時期は一定の目安（月齢や体重等）を定めていますが、咀嚼や嚥下の状況など個人差に柔軟に配慮して進められています。また、ステップ（初期、中期、後期）毎にマニュアルの中で細かく手順が示され、中期からは「自分で食べたい」の気持ちや食品への興味を大切に、後期はともに喜び、十分に誉めるようにし、子どもの自発的な摂食行動を促す対応が行われています。</p> <p>○保育士、調理員、栄養士等も相互に調理や食事介助に関与するなどして、多職種連携の下で進められており、アレルギー等の症状による医療機関受診を想定し、食材開始予定表をもとに、食材開始は平日の午前中に行うなど安全面に配慮されています。</p>		
③	A7 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○食事はL字型テーブルで子どもと職員が2:1で向かい合い、背あてや足置きなどで姿勢と安定を保ち、食事に集中できるようにするとともに、調理員も介助に入り、「モグモグ・カミカミ」など咀嚼を促す声掛けの中で行われています。また、食器は陶器を用い、一皿に一品少量ずつ提供され、だらだら食べを防ぐため、概ね20分程度で終了するように配慮されています。さらに、コロナ感染症前までは養育者も一緒に食事をしていましたが、現在は要介護児が増えたことや感染に配慮して、おやつのみ一緒に食べています。</p> <p>○食事前の手洗いや排泄のチェック、食後の残渣の確認とともに、食事への意欲を高めるために、歌をうたったり、紙芝居等を見たりして楽しい食事への導入と雰囲気作りが行われています。</p>		
④	A8 栄養管理に十分な注意を払っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○食材は旬のものや土地のものを用い、栄養のバランスの取れた食品を組み合わせ献立が作成され、月齢別栄養所要量をもとに栄養管理が行われています。また、入所時の聴取、把握を行い、子どもの状態に合わせて食材開始予定表に基づき、食材等、23の項目別に開始予定日を設定し、病院受診を想定し平日の午前中に開始するなど食物アレルギー等への配慮が行われています。さらに、ももホーム前の畑で野菜を栽培、収穫したり、ホットケーキ作りの一部を行ったり、スーパーへ買い物に行くなどの経験を通して食への関心、興味を育む取組がなされています。</p> <p>○毎月の職員会議の中で給食会議が開催され、子どもの食事や栄養摂取にかかる課題や対応の共有が図られていますが、議事録の記載が十分とは言えません。保育士や調理員等、食に関わるすべての職員の連携体制の重要性から、栄養士以外の職員からの意見や提案等、会議で話し合われた具体的内容の丁寧な記載が求められます。複数の職員が自己評価で十分ではないと回答しており、調理師や保育士などの栄養士以外の職員の栄養管理を含めた食事に関する積極的関与が期待されます。</p>		
(3) 日常生活等の支援		
①	A9 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○衣類は保湿性や通気性、吸湿性の良い綿95%以上の素材のみを使用し、月齢や発達に合わせて、気候や湿度に応じて調整でき、子どもが動きやすく、脱ぎ着しやすいものが用意されています。ケースマザーが主に個別性に配慮して購入し準備しており、一部では子どもが自分の好きな衣類の選択ができ、衣類が取り出しやすいように個別収納されています。また、ケースマザーの他に衣類係を決め、クリスマスやひな祭り、七夕など折々の行事に応じた服を準備し、季節ごとの衣替えや古くなった衣類の処分等、トータル管理を行っています。</p>		

②	A10 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○寝室は床暖房仕様で、3か所の温湿度計で部屋全体の室温等が管理され、冬場は加湿器、梅雨時期には除湿器を使用するなど、快適な環境を整えています。また、室内の照明は子どもの眠りに配慮して薄明かりを基本とし、子どもの顔色や呼吸状態が確認できるようにしています。</p> <p>○寝具は「刺し子（溢乳の把握ができる柄物と使い分け）」の活用も行い、保温性、保湿性、通気性の良い素材を使用し、こまめな天日干しや毎日のシーツ交換等により清潔が保たれています。</p> <p>○幼児の入眠時は声のトーンに配慮して、絵本の読み聞かせなどで眠りに誘う工夫がされています。また、就寝中はチェックリストに沿って、10分ごとに子どもの様子を観察、記録するなど安全管理が行われています。</p>		
③	A11 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○浴槽（沐浴槽）は上がり湯と浸かり湯に分かれた二層構造で、湯温の管理は給湯器の設定温度とともに、必ず養育者が腕まで入れて確認をするなど安全性に配慮されています。入浴前後の準備や片付け、洗身など乳幼児別に詳細な介助手順に沿って、入浴の順番を考慮するなど個別の状況に合わせ、体調に問題がなければ毎日、入浴が行われています。また、皮膚の刺激による血行促進等を目的として、入浴前には乳幼児別にガーゼやタオル等で乾布摩擦が実施されています。</p> <p>○小規模ホーム「ももホーム」の浴室は浴室乾燥機が設置され、明るく清潔感があり、一般家庭用のユニットバスを取り入れて、家庭的な雰囲気の中で養育者とともに楽しく入浴できるよう工夫されています。</p>		
④	A12 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○床暖房で窓から明るい光が差し込むトイレには蓋のない便器が設置され、子どもが自らトイレに行きやすく、自然と排泄への意識が向くように配慮されています。また、尿便意を促すため、誘導は頻回に行わず、便座にも3分以上座らせないなど、排泄が「快」につながるように、「シーシー」等の声掛けで排尿を促し、排泄後は必ず褒めるようにするとともに、おむつ交換後も「きれいになったね。気持ちよくなったね」と声掛けされています。また、誘導は子どもの発達段階や生活のリズムに合わせ、遊びを中断したりせず、「〇〇が終わったら」など事前の告知を行うよう配慮されています。</p>		
⑤	A13 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○月齢や発達段階に応じて、室内遊びだけではなく、ベランダやグラウンド、さらにはバギーや避難車（お散歩カー）を利用して施設内外の散歩など、戸外遊びも多く取り入れています。また、ペープサートやパネルシアター、指人形など手作り玩具や感覚統合遊具を用い、遊びを通して子どもの自発性と身体機能の発達を促す工夫がされています。</p> <p>○乳児にあっては遊具を自由に出し入れすることが危険を伴うため、ロッカーにロックが取り付けられ、養育者の管理のもとで遊んでいます。ももホームでは幼児が養育者の見守りのもとで個人の棚から玩具を選び、出し入れすることができます。また、ももホームの前庭に五角形の砂場があり、感触遊びや造形遊びなど遊びの拡大を促す環境が整備されています。</p>		
(4) 健康		
①	A14 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○日々の健康状態については、食事や排泄、睡眠等がマニュアルに沿って細かく観察され、「熱記入表」に日中、準夜帯、深夜帯で日々詳細に記録され、養育者間で共有されています。</p> <p>○入所時の健康診査とともに、保健センターで行われる健診の他に嘱託医による1か月、3～4か月、6～7か月、10か月、1歳健診や年2回の健康診断が行われ、予防接種の実施やアレルギーへの対応を含め、医療機関等との連携の下で看護のポイントを定め、個々に応じた健康状態の把握と管理が適切に行われています。</p>		
②	A15 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○病・虚弱児等においては、個々の健康状態が日々細かく把握され、熱記入表や看護記録に記録されており、医療機関との連携の下で、看護師を中心に通院や投薬等が適切に行われています。また、子どもの身体状況や必要性に応じて、熊本県松橋療育センター等の専門機関で機能訓練が実施されています。</p> <p>○服薬管理については看護師が全般的な管理を行い、土曜日の夜勤者が配薬カレンダーで1包ずつ、朝昼夜で色分けし薬数を確認し配薬し、プレイルームの中の個別ケースにて保管、シールで残数チェックを行うようになっています。スマートフォンによる投薬漏れ防止アラームを用いるなど、安全管理に配慮されていますが、事故報告書で服薬管理における複数のアクシデントが確認されました。原因の分析と手順の見直し等、ヒューマンエラーを防止するための工夫が求められます。また、乳幼児期の確定診断は難しいと思われませんが、発達障害等特性のある子どもに対しては、音や光、触覚等の過敏性への配慮、視覚的な支援の導入などの配慮も期待されます。</p>		

(5) 心理的ケア		
①	A16 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○心理士（週3日勤務）を配置し、中長期養育計画（個別支援計画）作成時には発達検査（新版K式）を実施し、発達状況の課題の把握を行い、保育士や看護師、栄養士等と協働して心理面を含めた総合的な養育支援の方向性が示されています。心理士は子どもと1対1で「おべんきょうのじかん」を設け、プレイセラピーを通して心理面から愛着や発達に関する個別的支援を行っています。また、ケースマザーが中心となりますが、年3回のケーススタディでは心理士による子どもや保護者等に対する心理的支援に向けた助言等が行われています。</p> <p>○保護者等に対しては必要があれば、非構造化面接等による心理的支援を行う仕組みがありますが、保護者等からの発信は少なく、実践としての心理的支援の提供が十分ではありません。特殊な状況にある保護者の増加により、その機会が少ないとは思われますが、アセスメント時の心理的課題の抽出から、親子の愛着関係の構築や家族再統合に向け、保護者等への積極的なアプローチと心理的支援の実際が期待されます。</p>		
(6) 親子関係の再構築支援等		
①	A17 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○子どもの協働養育者としての視点に基づき、家庭支援専門相談員が中心となり、面接時の養育スキル支援や心理士によるカウンセリングなどが行われています。また、要望があれば、写真や手紙などで日常生活の様子などを伝え、信頼関係の構築に努めています。しかしながら、特殊な状況にある保護者の増加により、家族との関係構築が難しい現状にあります。今後は児童相談所との連携により、可能な限り広報誌やお便りの送付、定期的な個別相談会の実施等を通して、家族の不安や課題を受け止め、園長をはじめ養育にあたる職員がチームで対応する機会の提供が望まれます。</p>		
②	A18 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○入所時のアセスメントの中で家庭復帰の可能性、解決すべき課題等を把握し、家庭環境調査票に基づき、家庭復帰に向けたスケジュールが作成されます。親子関係再構築による家庭復帰が困難な場合でも継続的な面会により、子どものかかわりを維持する取組が行われています。</p> <p>○現状としては、特殊な状況にある保護者の増加により、家庭復帰の実績はありませんが、養育里親や特別養子縁組を前提とした移行支援が積極的に行われています。移行にあたっては里親支援専門相談員が中心となり、個別性を重視し、段階的に面会、外出、一時外泊、長期外泊へ向け、丁寧かつ詳細な「慣らし計画」が策定されます。計画への里親等の意向確認とともに、外泊時には里親支援専門員や児童相談所、里親支援センターと連携しながら訪問を行い、養育中の聞き取りや記録等により養育実践が確認され、助言等の適切な養育への支援が行われています。</p>		
(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
①	A19 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○家庭復帰、児童養護施設への移行、里親委託など様々な退所後の生活を見据え、丁寧な「慣らし計画」が策定されています。家庭生活専門相談員や里親支援専門相談員を中心として、退所後も適宜相談を受ける体制が整備され、継続した支援が行われています。また、多職種による入所児童現況報告書を作成し、措置変更に関わる情報提供が適切に行われています。</p> <p>○退所時には「育ちの記録—ライフストーリーブック」を作成し、継続的な支援の担保が図られています。退所後は必要に応じて地域の医療機関や保健師等と連携を図るとともに、児童相談所や里親支援センター等と訪問を実施し、子どもを取り巻く生活状況の把握が行われています。また、児童相談所主催の地区連絡会や県内の里親支援機関との定例会に参加するなど、各関係機関と連携を密に図りながら、退所後の課題の共有や支援の継続が行われています。</p>		
(8) 継続的な里親支援の体制整備		
①	A20 継続的な里親支援の体制を整備している。	a
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○里親支援にあつては里親支援専門相談員を配置し、現状において入所児のニーズの高い養育里親や特別養子縁組里親に対する支援を積極的に行っています。また、市内全域の里親支援専門員とともに、特別養子縁組里親や未委託里親等を対象とした里親サロン（フラワーアレンジメントや情報交換会等）を定期的に企画、開催しています。さらに、年1回「ホームカミングデイ」を開催し、里親同士の交流や里親からの相談の機会を提供するなど継続的支援にあつています。</p> <p>○児童相談所と連携を密にし、里親委託に向けた迅速な取組を行うとともに、里親へのレスパイトケアや里親研修における施設実習の積極的受け入れなど、施設機能を生かした支援体制を整備しています。また、熊本県の指定による里親支援センター「養育家庭支援センターきらきら」では、里親の新規開拓に向け里親制度の広報・啓発イベントを積極的に行っています。</p>		

(9) 一時保護委託への対応		
①	A21 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○様々なニーズに対応し、一時保護委託を積極的に受け入れており、児童相談所による健康診断が未実施の場合は、医療機関との連携により対応しています。一時保護委託の場合も基本的には措置入所と同様に多職種によるアセスメントが行われ、ケースマザーを配するなどの体制が整備されています。また、一時保護委託後の移行（家庭、里親、児童養護施設等）に関しても、関係機関との連携の下で支援が行われています。</p> <p>○受け入れにあたってはチェックリストを用い、必要な情報の把握を行っていますが、様々な理由により情報が十分でない場合もあり、それぞれに事務的な取り扱い上の留意点が生じることから、職員の十分な共通理解の下で支援が行われるよう、受け入れに関する具体的な手順や留意点等を明記したマニュアルの整備が期待されます。</p>		
②	A22 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	b
<p>【判断した理由・特記事項等】</p> <p>○緊急的な一時保護にあたっては夜間、休日を問わず、可能な限り迅速かつ柔軟に受け入れをされています。また、緊急一時保護の場合は子どもの健康上の情報も不足していることから、5～7日間の別室分離による観察期間を設けるなどのリスク管理が行われています。さらに、入所後は必要に応じて、医療機関との連携を図るなどの対応が行われています。</p> <p>○一時保護委託と同様に、チェックリストにより、必要な情報の把握が行われていますが、その緊急性に鑑み、シフト体制に応じた、職員個々の十分な共通理解による適切な支援が求められます。そのため、夜間や休日の受け入れを想定したフロー等、具体的手順を明記した緊急一時保護受け入れマニュアルの整備が期待されます。</p>		